

- 口 ②口の事実
②口の特例取得に係る家屋の新築の工事その他の工事の請負契約書の写し、売買契約書の写しその他の書類でその特例取得に係る契約の締結をした年月日を明らかにするもの
- ④ ③に代わるべき書類(コロナ臨時特例法規則4⑬)
次のイ、ロの事実の区分に応じ、イ、ロに定める書類とする。
- イ ②イの事実
個人又は住宅被災者のその事実の詳細を記載した書類
- ロ ②ロの事実
③ロに定める書類

(証拠書類の添付等がない場合の宥恕規定)

読替後の措法41⑩(アンダーラインが読替え部分。一部加工あり)

- 32 税務署長は、
①確定申告書の提出がなかった場合又は前項(措法41⑪)の記載、添付がない確定申告書の提出があった場合においても、
②その提出又は記載、添付がなかったことについてやむを得ない事情があると認めるときは、
③その記載をした書類、同項の明細書及び登記事項証明書その他の書類、同項の財務省令(コロナ臨時特例法規則4⑬)で定める書類の提出があった場合に限り、
④住宅ローン控除(措法41)の規定を適用することができる。

(5) 読替え 2 (コロナ臨時特例法令4⑨)

特例取得した住宅を令和2年12月31日までに居住の用に供することができなかつた場合の居住期限の令和3年12月31日までへの延長(コロナ臨時特例法6④)の規定の適用を受ける場合の読替え規定は、次のとおりである。

(書類の添付不要)

読替後の措令26の3⑨(アンダーラインが読替え部分。一部加工あり)

- 9 年末調整に係る住宅借入金等を有する場合の住宅ローン控除(措法41の2の2①)の規定の適用を受けた個人が、
①その適用に係る年分の所得税につき住宅ローン控除(措法41)の規定の適用を受ける場合には、
②証拠書類等の添付等(読替後の措法41⑪)の規定にかかわらず、
③同項の明細書、登記事項証明書その他の書類(その年が同条第1項に規定する居住年に該当する同項に規定する住宅の取得等に係る住宅借入金等につき同項の規定の適用を受ける場合には、これらの書類のうち財務省令で定めるもの)及び
④読替え 1 (コロナ臨時特例法令4⑧)の規定により読み替えられた法第41条第31項の財務省令で定める書類の添付を要しないものとする。

(6) 読替え 3 (コロナ臨時特例法規則4⑯)

- ① 適用要件
次のイ、ロの要件を満たすこと。
イ 居住日の属する年分又はその翌年以後11年内のいずれかの年分の所得税につき、住宅ローン控除(措法41)の規定の適用を受けた個人、住宅被災者であること。
ロ その適用を受けた年分の翌年分以後の各年分の所得税につき、住宅ローン控除(措法41①)の規定の適用を受けようとする場合における住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の適用を受ける場合の添付書類等(措規18の21⑪)の規定についての取扱いであること。

- ② 取扱い
下記のとおり読み替える。

(住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の適用を受ける場合の添付書類等)
読替後の措規18の21⑪(アンダーラインが読替え部分。一部加工あり)

11 法第41条第1項に規定する

- ①居住の用に供した日(居住日)の属する年分又はその翌年以後11年内のいずれかの年分の所得税につき、
②特例取得した住宅を令和2年12月31日までに居住の用に供することができなかつた場合の
③居住期限の令和3年12月31日までの延長(コロナ臨時特例法6④)の規定により
④住宅ローン控除(措法41)の規定の適用を受けた個人が、
⑤その適用を受けた年分の翌年分以後の各年分の所得税につき
⑥同項の規定により同条第1項の規定による控除を受けようとする場合には、
⑦その控除を受けようとする年分の所得税に係る確定申告書に
⑧、書類(措規18の21⑨各号、臨時特例法規則4⑫・⑬)を添付してその居住日の属する年分又はその翌年以後11年内のいずれかの年分の所得税につき、
⑨本規定(コロナ臨時特例法6④)により住宅ローン控除(措法41)の規定の適用を受けてい
る旨、その居住の用に供した年月日(…を記載することにより
⑩書類(同条⑨各号、臨時特例法規則4⑫・⑬)の添付に代えることができる。

4 経過措置(コロナ臨時特例法令附則3)

(1) 規定

この政令の施行の日(令和2年4月30日)から令和2年9月30日までの間ににおける本規定(コロナ臨時特例法令4)の適用については、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除に関する証明書の添付の規定(コロナ臨時特例法令4⑤・⑦・⑨)については、「第26条の3第9項」とあるのは、「第26条の3第4項」とする。

(2) 解説

租税特別措置法施行令「第26条の3第4項」は、令和2年10月1日から「第26条の3第9項」に条文番号が変更されるので、(1)の経過措置を設けた。

6 大規模法人等以外の法人の欠損金の繰戻しによる還付

(1) 適用要件(コロナ臨時特例法7本文)

法人の令和2年2月1日から令和4年1月31日までの間に終了する各事業年度(法法13・14)において生じた欠損金額(同法2十九)についての取扱いであること。

(2) 取扱い(コロナ臨時特例法7本文)

中小企業者の欠損金等以外の欠損金の繰戻しによる還付の不適用(措法66の12。ただし、その事業年度が令和2年3月31日以前に終了した事業年度である場合には、令和2年改正前の租税特別措置法66の13)の規定は、適用しない。

(3) 適用除外(コロナ臨時特例法7但書)

その法人がその各事業年度終了の時において、次の①～⑤の法人に該当する場合は、この限りでない。

- ① 大規模法人(次のイ、ロの法人をいう)
イ 資本金の額、出資金の額が10億円を超える法人

ロ 相互会社(保険業法2⑤)、外国相互会社(保険業法2⑩)、臨時特例法令5)

② 大規模法人との間に、その大規模法人による完全支配関係(法法2十二の七の六)がある普通法人(同条九)

③ 普通法人との間に完全支配関係がある全ての大規模法人が有する株式、出資の全部を、その全ての大規模法人のうちいずれか一の法人が有するものとみなした場合において、そのいずれか一の法人とその普通法人との間に、そのいずれか一の法人による完全支配関係があることとなるときのその普通法人

④ 投資法人(投資信託及び投資法人に関する法律2⑫)

⑤ 特定目的会社(資産の流動化に関する法律2⑬)

(4) 経過措置(コロナ臨時特例法附則4)

(1)(コロナ臨時特例法7)に規定する各事業年度(清算中に終了する事業年度を除く)分の法人税につき、確定申告書(法法2三十一)を令和2年7月1日前に提出した法人の各事業年度において生じた(1)、(2)の欠損金額に係る欠損金の繰戻し還付(法法80①・144の13①・②)の規定の適用については、「その確定申告書の提出と同時に…法人税の還付を請求することができる」は、「令和2年7月31日までに…法人税の還付を請求することができる」とする。

この場合、この経過措置の対象となる法人からは、令和2年4月1日以後に終了する事業年度から適用する法人(措法66の12一～三)を除く。

(次頁の経済産業省の資料参照)

欠損金の繰戻し還付の拡充

- 現在、資本金1億円以下の中小企業に限り、前年度に納付した法人税の一部還付を受けることができる（欠損金の繰戻し還付）。
- 本制度の適用対象を、資本金10億円以下の中堅企業約1万5千社に拡大する。
※ 例えば2018年度黒字・2019年度赤字の事業者、および2019年度黒字・2020年度赤字の事業者は、2018年度（2019年度）に納めた法人税の一部を取り戻し可能になる。

現行	特例*
中小企業者（資本金1億円以下）	資本金1億円～10億円以下の法人を追加

*2020年2月1日～2022年1月31までの間に終了する事業年度に生じた欠損金に適用

<欠損金の繰戻しによる還付のイメージ>

[2018年度]（2019年度） [2019年度]（2020年度）



7 大規模法人等以外の連結親法人の連結欠損金の繰戻しによる還付

(1) 適用要件(コロナ臨時特例法8本文)

連結親法人(法法2十二の六の七)の令和2年2月1日から令和4年1月31日までの間に終了する各連結事業年度(同法15の2)において生じた連結欠損金額(同法2十九の二)についての取扱いであること。

(2) 取扱い(コロナ臨時特例法8本文)

中小連結法人の欠損金等以外の欠損金の繰戻しによる還付の不適用(措法68の97。その連結事業年度が令和2年3月31日以前に終了した連結事業年度である場合には、令和2年改正前の租税特別措置法68の98の規定)は、適用しない。

(3) 適用除外(コロナ臨時特例法8但書)

その連結親法人が、その各連結事業年度終了の時において、次の①～③の法人に該当する場合は、この限りでない。

① 大規模法人(次のイ、ロの法人をいう)

イ 資本金の額、出資金の額が10億円を超える法人

ロ 相互会社(保険業法2⑤)、外国相互会社(保険業法2⑩)、臨時特例法令5)

② 大規模法人との間に、その大規模法人による完全支配関係(法法2十二の七の六)がある普通法人(同条九)

③ 普通法人との間に完全支配関係がある全ての大規模法人が有する株式、出資の全部を、その全ての大規模法人のうちいずれか一の法人が有するものとみなした場合において、そのいずれか一の法人とその普通法人との間に、そのいずれか一の法人による完全支配関係があることとなるときのその普通法人

(4) 経過措置(コロナ臨時特例法附則5)

(1)(コロナ臨時特例法8)に規定する各連結事業年度分の法人税につき、連結確定申告書(法法2三十二)を令和2年7月1日前に提出した連結親法人のその各連結事業年度において生じた(1)、(2)の連結欠損金額に係る連結欠損金の繰戻し還付(法法81の31①)の規定の適用については、「その連結確定申告書の提出と同時に…法人税の還付を請求することができる」は、「令和2年7月31日までに…法人税の還付を請求することができる」とする。この場合、この経過措置の対象となる連結親法人からは、令和2年4月1日以後に終了する事業年度から適用する法人(措法68の97各号)を除く。

8 法人課税信託の受託者に関する6、7の欠損金の繰戻しによる還付の規定の適用

1 規定(コロナ臨時特例法9①)

法人課税信託(法法2十九の二)の受託者は、各法人課税信託の信託資産等及び固有資産等(同法4の6①)ごとに、それぞれ別の者とみなして、6、7の欠損金の繰戻しによる還付の規定を適用する。

2 定義

(1) 法人課税信託(法法2十九の二)

次の①～⑤の信託をいう。

ただし、集団投資信託、退職年金等信託(法法12④一)、特定公益信託等(同項二)を除く。

- ① 受益権を表示する証券を発行する旨の定めのある信託
 - ② 受益者(法法12①・②)が存しない信託
 - ③ 法人(公共法人及び公益法人等を除く)が委託者となる信託(信託財産に属する資産のみを信託するものを除く)で、次のイ～ハの要件のいずれかに該当するもの
- イ ①その法人の事業の全部又は重要な一部を信託し、かつ、
②その信託の効力が生じた時において、
③その法人の株主等が取得する受益権のその信託に係る全ての受益権に対する割合が100分の50を超えるものとして政令(法令14の5①)で定めるものに該当することが見込まれていたこと(その信託財産に属する金銭以外の資産の種類がおおむね同一である場合として政令(法令14の5②)で定める場合を除く)。

ただし、事業の全部又は重要な一部については、その譲渡につき、事業譲渡等の承認等(会社法467)に規定する次のa、b(同条①一・二)についての株主総会の決議(これに準ずるものと含む)を要するものに限る。

a 事業の全部の譲渡

b 事業の重要な一部の譲渡。ただし、その譲渡により譲り渡す資産の帳簿価額が、その株式会社の総資産額として法務省令で定める方法により算定される額の5分の1(これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合)を超えないものを除く。

ロ その信託の効力が生じた時又はその存続期間(その信託行為において定められた存続期間をいう)の定めの変更の効力が生じた時(効力発生時等)において、次のa、bのいずれに該当すること。

a その法人又はその法人との間に、政令(法令14の5③・④)で定める特殊の関係のある者(特殊関係者)が受託者であること。

b その効力発生時等において、その効力発生時等以後のその存続期間が20年を超えるものとされていたこと。

この場合、その法人又はその法人の特殊関係者のいずれもが、その受託者でなかった場合において、その法人又はその法人の特殊関係者が、その受託者に就任することとなり、かつ、その就任の時においてその後のその存続期間が20年を超えるものとされていたときを含む。

また、その信託財産の性質上その信託財産の管理又は処分に長期間を要する場合として政令(法令14の5⑤)で定める場合を除く。

ハ その信託の効力が生じた時において、その法人又はその法人の特殊関係者をその受託者と、その法人の特殊関係者をその受益者とし、かつ、その時においてその特殊関係者に対する収益の分配の割合の変更が可能である場合として政令(法令14の5⑥)で定める場合に該当したこと。

④ 投資信託(投資信託及び投資法人に関する法律2③)

⑤ 特定目的信託(資産の流動化に関する法律2⑬)

(2) 信託資産等(法法4の6①)

信託財産に属する資産、負債、その信託財産に帰せられる収益、費用をいう。

(3) 固有資産等(法法4の6①)

法人課税信託の信託資産等以外の資産、負債、収益、費用をいう。

3 準用等

(1) 準用(コロナ臨時特例法9②、コロナ臨時特例法令6①)

次の①～④の規定は、1の規定を適用する場合について準用する。

- ① 法人課税信託の信託資産等及び固有資産等を各別の者にそれぞれへの帰属(法法4の6②)
 - ② 受託法人等に関するこの法律の適用(同法4の7。受益者に係る部分を除く)
 - ③ 受託者が二以上ある法人課税信託(同法4の8)
 - ④ 法人課税信託(法令14の10①～⑤・⑦～⑪)の規定
- (2) 受託法人(法法4の7)に対する6、7の欠損金の繰戻しによる還付の規定を適用しない法人(コロナ臨時特例法令6②)
受託法人(法法4の7)を適用除外とする。
受託法人とは、法人課税信託の受託者である法人(その受託者が個人である場合にあっては、その受託者である個人)について、その法人課税信託に係る信託資産等が帰属する者としてこの法律の規定を適用する場合におけるその受託者である法人をいう。

9 消費税の納税義務の免除の規定の適用を受けない旨の届出等に関する特例

- 1 免税事業者の課税選択の特例(コロナ臨時特例法10①)
 - (1) 適用要件
次の①～④の要件を満たすこと。
 - ① 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、令和2年2月1日から令和3年1月31日(コロナ臨時特例法令7)までの間のうち、一定の期間に事業としての収入の著しい減少があった事業者(消法2①四。「特例対象事業者」という)についての取扱いであること。
 - ② 特定課税期間以後の課税期間につき、免税事業者の課税選択(消法9④)の規定の適用を受けることが必要となった場合であること。
 - ③ 特定課税期間とは、新型コロナウイルス感染症等の影響により、その収入の著しい減少があった期間内の日を含む課税期間(消法19①。一の課税期間とみなされる期間(同条②・④)を含む)をいうこと。
 - ④ 免税事業者の課税選択(消法9④)の規定の適用を受けることについて、その納税地を所轄する税務署長の承認を受けたこと。
 - (2) 取扱い
その特例対象事業者は、免税事業者の課税選択(消法9④)の届出書を、その適用を受けようとする課税期間の初日の前日に、その税務署長に提出したものとみなして、免税事業者の課税選択(消法9④)の規定を適用する。
上記の初日の前日は、その課税期間が次の①～④の課税期間(消法20)であって、かつ、下記7の特例の適用を受けるための申請書がその課税期間の末日の翌日以後に提出された場合には、その課税期間の末日とする。
 - ① 事業者が国内において課税資産の譲渡等に係る事業を開始した日の属する課税期間
 - ② 個人事業者が相続により、免税事業者の課税選択(消法9④)の規定の適用を受けていた被相続人の事業を承継した場合におけるその相続があった日の属する課税期間
 - ③ 法人が合併(合併により法人を設立する場合を除く)により、免税事業者の課税選択(消法9④)の規定の適用を受けていた被合併法人の事業を承継した場合におけるその合併があった日の属する課税期間
 - ④ 法人が吸收分割により、免税事業者の課税選択(消法9④)の規定の適用を受けていた分割法人の事業を承継した場合におけるその吸收分割があった日の属する課税期間

消費税の課税事業者選択届出書等の提出に係る特例（案）

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、事業者の一定期間（一か月以上）における売上げが著しく減少（前年同期比概ね50%以上）した場合、課税期間開始後ににおける消費税の課税選択に係る適用の変更を可能とする特例を設ける。
- 事業者の実情に応じた対応を可能とするため、課税事業者を選択した場合の2年間の継続適用要件等（注2）¹⁾は適用しない。

（出所：経済産業省ホームページ）

現行

特例

- ① 課税選択等については、課税期間の開始前に届出が必要。
- ② 課税選択を行った場合は、2年間の継続適用が必要。
(翌課税期間に適用を取り止めることは不可)

① 課税期間の開始後の申請による適用の変更を認める（注3）。

② 翌課税期間に適用を取り止めることを認める。

- （注1）「課税事業者選択届出書等」とは、①課税事業者選択届出書、②課税事業者選択不適用届出書をいう。
- （注2）「課税事業者を選択した場合の2年間の継続適用要件等」とは、課税事業者を選択した事業者が調整対象固定資産（100万円以上の新設法人又は資本金1,000万円以上の新設法人）を取得した場合等の3年間の継続適用要件（3年間は免税事業者となることができない）をいう。
- （注3）今般の特例法の施行後に申告期限が到来し、かつ、令和2年2月1日以降、令和3年1月31日までの期間に売上減少が生じた期間が存在する課税期間に適用。当該課税期間の申告期限までに申請書を提出し、税務署長の個別の承認を得た場合に課税選択の適用変更を認める。

2 免税事業者の課税選択の取り止め届出書の提出制限の規定の不適用(コロナ臨時特例法10②)

(1) 適用要件

次の①～③の要件を満たすこと。

- ① 特例対象事業者が、1により免税事業者の課税選択(消法9④)の規定による届出書を提出したものとみなされた場合の取扱いであること。
- ② その特例対象事業者の免税事業者の課税選択(消法9④)の規定により消費税を納める義務が免除されないこととなる課税期間以後の課税期間についての免税事業者の課税選択の取り止め(消法9⑤)の規定による届出書の提出についての取扱いであること。
- ③ その届出書の提出により、消費税を納める義務が免除されないこととなる課税期間に限ること。(本則規定では、免税事業者の課税選択の取り止め(消法9⑤)の規定が適用されない場合であること)

(2) 取扱い

免税事業者の課税選択の取り止め(消法9⑤)の規定による届出書の提出については、次の①、②の規定は、適用しない。

- ① 翌課税期間の初日から2年を経過する日の属する課税期間の初日前の免税事業者の課税選択の取り止めの届出書の提出の制限(消法9⑥)
- ② 調整対象固定資産の仕入れ等を行った場合の同資産の仕入れ等の日の属する課税期間の初日から3年を経過する日の属する課税期間の初日前の免税事業者の課税選択の取り止めの届出書の提出の制限(消法9⑦)

3 新型コロナウイルス感染症等の影響による免税事業者の課税選択の失効の規定の適用(コロナ臨時特例法10③)

(1) 適用要件

次の①～④の要件を満たすこと。

- ① 免税事業者の課税選択(消法9④)の規定による届出書を提出していた特例対象事業者についての取扱いであること。
- ② 新型コロナウイルス感染症等の影響により、特定課税期間以後の課税期間につき、免税事業者の課税選択(消法9④)の規定の適用を受けることをやめることが必要となった場合であること。
- ③ ②の課税期間は、その届出書の提出により消費税を納める義務が免除されないこととなる課税期間に限ること。(本則規定では、免税事業者の課税選択の取り止め(消法9⑤)の規定が適用されない場合であること)
- ④ 免税事業者の課税選択(消法9④)の規定の適用を受けることをやめることについて、その納税地を所轄する税務署長の承認を受けたこと。

(2) 取扱い

その特例対象事業者は、免税事業者の課税選択の取り止め(消法9⑤)の規定による届出書を、その適用を受けることをやめようとする課税期間の初日の前日にその税務署長に提出したものとみなして、免税事業者の課税選択(同条④)の規定の失効(同条⑧)の規定を適用する。

この場合においては、次の①、②の規定は、適用しない。

- ① 翌課税期間の初日から2年を経過する日の属する課税期間の初日前の免税事業者の課税選択の取り止めの届出書の提出の制限(消法9⑥)
- ② 調整対象固定資産の仕入れ等を行った場合の同資産の仕入れ等の日の属する課税期

間の初日から3年を経過する日の属する課税期間の初日前の免税事業者の課税選択の取り止めの届出書の提出の制限(消法9⑦)

4 新設法人の調整対象固定資産を仕入れ等に基づく免税事業者への復帰の制限規定の不適用(コロナ臨時特例法10④)

(1) 適用要件

次の①～③の要件を満たすこと。

① 新設法人(消法12の2①)又は特定新規設立法人(同法12の3①)に該当する特例対象事業者についての取扱いであること。

② 新型コロナウイルス感染症等の影響により、特定課税期間以後の課税期間につき、調整対象固定資産を仕入れ等を行ったことによる仕入れ等の日の属する課税期間から3年間の免税事業者(消法9①本文)への復帰の制限の規定(同法12の2②・12の3③)。「免税事業者への復帰の制限規定」という)の適用を受けないことが必要となった場合であること。

③ 免税事業者への復帰の制限規定の適用を受けないことについて、納税地を所轄する税務署長の承認を受けたこと。

(2) 取扱い

その特定課税期間以後の課税期間については、免税事業者への復帰の制限規定は、適用しない。

5 高額特定資産の仕入れ等を行った場合の納税義務の免除の特例(消法12の4①)の不適用(コロナ臨時特例法10⑤)

(1) 適用要件

次の①～⑥の要件を満たすこと。

① 特定課税期間の初日以後2年を経過する日の属する課税期間までの課税期間における取扱いであること。

② 高額特定資産の仕入れ等を行った場合(消法12の4①)に該当することとなった特例対象事業者であること。

③ 高額特定資産の仕入れ等とは、国内における高額特定資産の課税仕入れ又は高額特定資産に該当する課税貨物の保税地域からの引取りをいうこと(消法12の4①)。

④ 高額特定資産とは、棚卸資産及び調整対象固定資産の区分に応じ、イ、ロに定める金額が1,000万円以上のものをいうこと(消令25の5①)。(二重線は令和2年改正)

イ 棚卸資産及び調整対象固定資産(対象資産)。ロの自己建設資産に該当するものを除く) その対象資産の一の取引の単位(通常一組又は一式をもって取引の単位とされるものにあっては、一組又は一式)に係る課税仕入れに係る支払対価の額(消法30①)の110分の100に相当する金額、特定課税仕入れに係る支払対価の額又は保税地域から引き取られるその対象資産の課税標準である金額

ロ 自己建設資産(対象資産のうち、他の者との契約に基づき、又は事業者の棚卸資産、調整対象固定資産として自ら建設、製作又は製造(建設等。消法12の4①)したものをいう)

その自己建設資産の建設等に要した課税仕入れに係る支払対価の額(消法30①)の110分の100に相当する金額、特定課税仕入れに係る支払対価の額(消法30①)及び保税地域から引き取られる課税貨物の課税標準である金額(仕入れ等に係る支払対価の額)の合計額。

この場合、仕入れ等に係る支払対価の額は、次のa、bによる。

a その自己建設資産の建設等のために要した原材料費及び経費に係るものに限ること。

b その建設等を行った事業者が消費税を納める義務が免除される(消法9①本文)こととなる課税期間又は簡易課税(消法37①)の規定の適用を受ける課税期間中に国内において行った課税仕入れ及び保税地域から引き取った課税貨物に係るもの除去すること。

⑤ 新型コロナウイルス感染症等の影響により、特定課税期間以後の課税期間につき、高額特定資産を取得した場合の納税義務の免除の特例(消法12の4①)の規定の適用を受けないことが必要となった場合であること。

⑥ ⑤の規定(消法12の4①)の適用を受けないことについて、納税地を所轄する税務署長の承認を受けたこと。

(2) 取扱い

その特定課税期間以後の課税期間について、高額特定資産を取得した場合の納税義務の免除の特例(消法12の4①)の規定は、適用しない。

ただし、特定課税期間以後の課税期間は、その高額特定資産の仕入れ等を行った場合に該当することにより、消費税を納める義務が免除されないこととなる課税期間に限る。(本則規定では、免税事業者の課税選択の取り止め(消法9⑤)の規定が適用されない場合であること)

6 高額特定資産等に係る棚卸資産の調整を受けることとなった場合の免税事業者(消法9①本文)の規定の不適用(消法12の4②)の規定の不適用(コロナ臨時特例法10⑥)

(1) 適用要件

次の①～④の要件を満たすこと。

① 特定課税期間の初日以後2年を経過する日の属する課税期間までの課税期間における取扱いであること。

② 次のイ、ロの高額特定資産等について、免税事業者が課税事業者となった場合等の棚卸資産に係る消費税額の調整(消法36①・③)の規定の適用を受けることとなった場合であること(「高額特定資産等に係る棚卸資産の調整を受けることとなった場合」という)。

イ 高額特定資産(消法12の4①)である棚卸資産(同法2①十五)、課税貨物(同項十一)

ロ 調整対象自己建設高額資産(同法12の4②)

③ ②の高額特定資産等に係る棚卸資産の調整を受けることとなった場合に該当することとなった特例対象事業者が、新型コロナウイルス感染症等の影響により、特定課税期間以後の課税期間につき、高額特定資産等に係る棚卸資産の調整を受けることとなった場合の免税事業者(消法9①本文)の規定の不適用(消法12の4②)の規定の適用を受けないことが必要となった場合であること。

④ ③の規定(消法12の4②)の適用を受けないことについて、納税地を所轄する税務署長の承認を受けたこと。

(2) 取扱い

その特定課税期間以後の課税期間について、高額特定資産等に係る棚卸資産の調整を受けることとなった場合の免税事業者(消法9①本文)の規定の不適用(消法12の4②)の規定は、適用しない。

この場合の特定課税期間以後の課税期間は、その高額特定資産等に係る棚卸資産の調整を受けることとなった場合に該当することにより、消費税を納める義務が免除されないこととなる課税期間に限る。(本則規定では、免税事業者の納税義務の免除(消法9①)の規定が適用されない場合であること)

(参考) 高額特定資産等に係る棚卸資産の調整を受けることとなった場合の免税事業者(消法9①本文)の規定の不適用(消法12の4②)(令和2年新設)

(1) 適用要件

次の①～⑦の要件を満たすこと。

① 次のイ、ロの資産についての取扱いであること。

イ 高額特定資産である棚卸資産、課税貨物(調整対象固定資産は除外)

ロ 他の者との契約に基づき又はその事業者の棚卸資産として自ら建設等をした棚卸資産(調整対象自己建設高額資産)

② 調整対象自己建設高額資産には、その事業者が相続、合併、分割により被相続人、被合併法人、分割法人の事業を承継した場合において、その被相続人、被合併法人、分割法人が自ら建設等をしたものを含むこと。

③ 調整対象自己建設高額資産は、その棚卸資産の建設等に要した次のイ～ハのその調整対象自己建設高額資産の建設等のために要した原材料費及び経費に係る金額の累計額が1,000万円以上となったもの(消令25の5③)に限ること。

イ 調整対象自己建設高額資産の建設等に要した課税仕入れに係る支払対価の額の110分の100に相当する金額

ロ 特定課税仕入れに係る支払対価の額

ハ 保税地域から引き取られる課税貨物の課税標準である金額

④ 免税事業者が課税事業者となった場合等の棚卸資産に係る消費税額の調整(消法36①・③)の規定の適用を受けたこと。

⑤ ④の規定の適用を受けた課税期間の翌課税期間から、④の規定の適用を受けた課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間についての取扱いであること。

⑥ ⑤の課税期間は、④の規定に該当することとなった日の前日までに建設等が完了していない調整対象自己建設高額資産については、その建設等が完了した日の属する課税期間をいうこと。

⑦ ⑤の各課税期間からは、次のイ、ロの課税期間を除くこと。

イ その基準期間における課税売上高が1,000万円を超える課税期間

ロ 次のa～hの規定により消費税を納める義務が免除されないこととなる課税期間

a 免税事業者の課税選択(消法9④)に規定する届出書の提出

b 前年又は前事業年度等における課税売上高による納税義務の免除の特例(消法9の2①)の規定

c 相続があった場合の納税義務の免除の特例(消法10②)

d 合併があった場合の納税義務の免除の特例(消法11②・④)

e 分割等があった場合の納税義務の免除の特例(消法12②～④・⑥)

f 新設法人の納税義務の免除の特例(消法12の2①・②)

g 特定新規設立法人の納税義務の免除の特例(消法12の3①・③)

h 高額特定資産を取得した場合の免税事業者(消法9①)の規定の不適用(消法12の4①)

(2) 取扱い

課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、小規模事業者に係る納税義務の免除(消法9①本文)の規定は、適用しない。

(3) 経過措置(令2改正法附則42)

新消費税法第12条の4第2項の規定は、事業者(消法2①四)が施行日(令和2年4月1日)以後に消費税法第36条第1項又は第3項の規定の適用を受けることとなった場合について適用する。

7 特例を受けるための承認申請(コロナ臨時特例法10⑦)

(1) 承認申請

1、3～6の承認を受けようとする特例対象事業者は、次の①～⑤の承認の区分に応じ、①～⑤に定める日又は期限までに、その納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

① 1の免税事業者の課税選択の特例(コロナ臨時特例法10①)の承認

特定課税期間の末日の翌日から2月(その特定課税期間が個人事業者(消法2①三)のその年の12月31日の属する課税期間である場合には、3月)を経過する日

② 3の新型コロナウイルス感染症等の影響による免税事業者の課税選択の失効の規定の適用(コロナ臨時特例法10③)の承認

次のイ、ロの場合の区分に応じ、それぞれイ、ロ定める期限又は日

イ 次のa、bの場合

その特定課税期間に係る消費税申告書(消法45①)の提出期限

a 特定課税期間から免税事業者の課税選択(消法9④)の規定の適用を受けることをやめようとする場合

b 特定課税期間の末日が、免税事業者の課税選択(消法9④)の届出書の提出により、その規定(同項)の適用を受けることとなった最初の課税期間の初日以後2年を経過する日(2年経過日)以後に到来し、その特定課税期間の翌課税期間以後の課税期間から、その規定(同項)の適用を受けることをやめようとする場合

ロ イ以外の場合

2年経過日の属する課税期間の末日と免税事業者の課税選択(消法9④)の規定の適用を受けることをやめようとする課税期間の末日とのいずれか早い日

③ 4の新設法人の調整対象固定資産を仕入れ等に基づく免税事業者への復帰の制限規定の不適用(コロナ臨時特例法10④)の承認

特定課税期間に係る消費税申告書(消法45①)の提出期限と、その特例対象事業者の免税事業者への復帰の制限規定(同法12の2②・12の3③)に規定する基準期間がない事業年度のうち、最後の事業年度終了の日とのいずれか遅い日

④ 5の高額特定資産の仕入れ等を行った場合の納税義務の免除の特例(消法12の4①)の不適用(コロナ臨時特例法10⑤)の承認

特定課税期間に係る消費税申告書(消法45①)の提出期限と、高額特定資産の仕入れ等の日(同法12の4①各号)の属する課税期間の末日とのいずれか遅い日

⑤ 6の高額特定資産等に係る棚卸資産の調整を受けることとなった場合の免税事業者(消法9①本文)の規定の不適用(消法12の4②)の規定の不適用(コロナ臨時特例法10⑥)の承認

特定課税期間に係る消費税申告書(消法45①)の提出期限と、高額特定資産等に係る棚卸資産の調整を受けることとなった場合に該当することとなった日の属する課税期間の末日とのいずれか遅い日

(2) 申請事項等

(1)の承認申請は、次の①、②の場合の区分に応じ、①、②の事項(コロナ臨時特例法規則5①)を記載した申請書に、①ロ又は②ロの収入の著しい減少があった期間に、新型コロナウイルス感染症等の影響により事業としての収入の著しい減少があったことを確

認できる書類(コロナ臨時特例法規則5②)を添付して行うものとする。

① 1、3の承認

次のイ～ホの事項

イ 申請者の氏名、名称(代表者の氏名を含む)、納税地(納税地と住所、居所又は本店、主たる事務所の所在地(住所等)とが異なる場合には、納税地及び住所等)及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律2⑤)又は法人番号(同条⑯)(個人番号及び法人番号を有しない者にあっては、氏名、名称及び納税地)

ロ 1に規定する収入の著しい減少があった期間の初日及び末日の年月日

ハ 1、3の規定の適用を受けようとする課税期間(消法19①。一の課税期間とみなされる期間(同条②・④)を含む)の初日の年月日

ニ 1、3の規定の適用を受けようとする課税期間の基準期間における課税売上高

ホ その他参考となるべき事項

② 4～6までの承認

次のイ～ホの事項

イ 申請者の氏名、名称、納税地及び法人番号(法人番号を有しない者にあっては、氏名、名称及び納税地)

ロ 1に規定する収入の著しい減少があった期間の初日及び末日の年月日

ハ 4～6までの規定の適用を受けようとする各課税期間のうち、最初の課税期間の初日の年月日

ニ 4～6までの規定の適用を受けようとする各課税期間のうち、最初の課税期間の基準期間における課税売上高

ホ その他参考となるべき事項

8 その他の手続規定

(1) 申請の却下(コロナ臨時特例法10⑧)

税務署長は、7の申請書の提出があった場合において、その申請に係る7の事情が相当ないと認めるときは、その申請を却下する。

(2) 書面による通知(コロナ臨時特例法10⑨)

税務署長は、7の申請書の提出があった場合において、その申請につき承認又は却下の処分をするときは、その申請をした特例対象事業者に対し、書面によりその旨を通知する。

(3) みなし承認(コロナ臨時特例法10⑩)

7の申請書の提出があった場合において、その申請に係る特定課税期間の末日の翌日から2月を経過する日までに承認又は却下の処分がなかったときは、その日においてその承認があったものとみなす。

ただし、その申請書の提出の日が、その申請に係る特定課税期間の末日の翌日以後となつた場合は、この限りでない。

10 特別貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税

1 地方公共団体、株式会社日本政策金融公庫等による貸付け(コロナ臨時特例法11①)

(1) 適用要件

次の①～③の要件を満たすこと。

① 次のイ及びロ～ヘ(コロナ臨時特例法令8①)の公的貸付機関等が、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置により、その経営に影響を受けた事業者に対して、その影響を受けたことを条件として金銭の貸付けを行うこと。

- イ 地方公共団体又は株式会社日本政策金融公庫
ロ 沖縄振興開発金融公庫及び独立行政法人福祉医療機構
- ハ **預託等貸付金融機関**。具体的には、地方公共団体等から金銭の預託又は指定を受けて、その地方公共団体等の定めるところにより、特定事業者に対して金銭の貸付けを行う者をいう。
- 上記の**地方公共団体等**とは、地方公共団体、国から出資を受けた者から金銭の貸付けを受けた者、地方公共団体から金銭の貸付けを受けた者をいう。
- 上記の指定とは、信用保証協会がその債務の全部又は一部を保証するものであること、保証料に相当する金額の全部又は一部について国が補助その他の助成を行う保証に係る金銭の貸付けであること(コロナ臨時特例法規則6①)に該当する金銭の貸付けを行う者としての指定をいうこと。
- 上記の**特定事業者**とは、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置により、その経営に影響を受けた事業者をいうこと。
- ニ **転貸者**。具体的には、沖縄振興開発金融公庫等から金銭の貸付けを受けて、その沖縄振興開発金融公庫等の定めるところにより、特定事業者に対して、金銭の貸付けを行う者をいう。
- 上記の沖縄振興開発金融公庫等とは、沖縄振興開発金融公庫、株式会社商工組合中央金庫又は株式会社日本政策金融公庫をいう。
- 上記の金銭の貸付けのうち、株式会社商工組合中央金庫による金銭の貸付けにあっては、認定(株式会社日本政策金融公庫法11②)された危機対応業務(同法2五)として行う特定資金の貸付け(同条四)に限る。
- ホ **指定金融機関**。具体的には、指定金融機関(株式会社日本政策金融公庫法11②。指定(同法附則45①・46①)を受けたものとみなされた者を含む)をいう。
- ヘ **融資機関**。具体的には、農業近代化資金融通法第2条第2項各号に掲げる者又は漁業近代化資金融通法第2条第2項各号に掲げる者をいう。
- ② ①の金銭の貸付けは、その公的貸付機関等が行う他の金銭の貸付けの条件に比し特別に有利な条件で行う金銭の貸付けとして、次の③で定めるものに限ること。
- ③ 有利な条件で行う金銭の貸付け(コロナ臨時特例法令8②)
次のイ～ヘの場合の区分に応じ、イ～ヘに定める金銭の貸付けをいう。
- イ **地方公共団体**が特定事業者に対して金銭の貸付けを行う場合
次のa～cのいずれかに該当する金銭の貸付け
- a **地方公共団体**が、一般事業者に対する特別貸付制度を、令和2年2月1日の前日に有していなかった場合において、特定事業者に対する特別貸付制度を設け、その特別貸付制度の下で行う金銭の貸付け
上記の**一般事業者**とは、感染症及びそのまん延防止のための措置(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律6①)により、その経営に影響を受けた事業者をいう。
- 上記の**特別貸付制度**とは、他の金銭の貸付けの条件に比し有利な条件で金銭の貸付けを行う制度をいう。
- 上記の貸付けの条件とは、貸付金の利率又は据置期間、貸付金の貸付限度額、償還期間、返済の方法、用途、担保(保証人の保証を含む)の提供、借換えの可否又は保証料の料率(コロナ臨時特例法規則6②)をいう。
- b **地方公共団体**が、一般事業者に対する特別貸付制度を、令和2年2月1日の前日に有していた場合において、特定事業者に対してその特別貸付制度の下で行う金銭の貸付けの条件に比し特別に有利な条件で金銭の貸付けを行う制度を設け、その制度の下で行う金銭の貸付け
- c **地方公共団体**が、一般事業者に対する特別貸付制度を、令和2年2月1日の前日

に有していた場合において、その特別貸付制度の下では金銭の貸付けが受けられなかった特定事業者に対して、その特別貸付制度の下における金銭の貸付けの条件と同等の条件で金銭の貸付けを行う制度を設け、その制度の下で行う金銭の貸付け

ロ **政府系金融機関**(沖縄振興開発金融公庫、株式会社日本政策金融公庫又は独立行政法人福祉医療機構)が特定事業者に対して金銭の貸付けを行う場合

次の a ~ d のいずれかに該当する金銭の貸付け

- a 政府系金融機関が、一般事業者に対する特別貸付制度を、令和2年2月1日の前日に有していた場合において、特定事業者に対する特別貸付制度を設け、その特別貸付制度の下で行う金銭の貸付け
上記の特別貸付制度とは、他の金銭の貸付けの条件(貸付金の利率、据置期間又は貸付限度額をいう)に比し有利な条件で金銭の貸付けを行う制度をいう。
- b 政府系金融機関が、一般事業者に対する特別貸付制度を、令和2年2月1日の前日に有していた場合において、特定事業者に対して、その特別貸付制度の下で行う金銭の貸付けの条件に比し特別に有利な条件で金銭の貸付けを行う制度を設け、その制度の下で行う金銭の貸付け
- c 政府系金融機関が、一般事業者に対する特別貸付制度を、令和2年2月1日の前日に有していた場合において、その特別貸付制度の下では金銭の貸付けが受けられなかった特定事業者に対して、その特別貸付制度の下における金銭の貸付けの条件と同等の条件で金銭の貸付けを行う制度を設け、その制度の下で行う金銭の貸付け

- d 政府系金融機関(独立行政法人福祉医療機構を除く)が、特定事業者(農林漁業者(株式会社日本政策金融公庫法2二)であるものに限る)に対して行う特別貸付け

上記の特別貸付けとは、資金(沖縄振興開発金融公庫法施行令2一、株式会社日本政策金融公庫法別表第1八の下欄)の貸付けをいう。

ただし、次の(a)~(c)の要件に該当するものに限る(コロナ臨時特例法規則6③)。

- (a) 貸付金の償還期間が1年以上のものであること。
- (b) 国が補助その他の助成を行うことにより、その貸付けの日から当初5年間は特定事業者(コロナ臨時特例法令8①二)以外の者に対する金銭の貸付けに比し実質的に利子が軽減される金銭の貸付けであること。
- (c) 貸付金に係る担保(保証人の保証(経営者及びその事業に従事する者の保証を除く)を含み、その貸付金の対象物件を除く)の提供を要しない金銭の貸付けであること。

ハ **預託等貸付金融機関**が特定事業者に対して金銭の貸付けを行う場合

次の a ~ c のいずれかに該当する金銭の貸付け

- a 地方公共団体等が一般事業者に対する特別預託等貸付制度を、令和2年2月1日の前日に有していた場合において、その地方公共団体等が特定事業者に対する特別預託等貸付制度を設け、その特別預託等貸付制度の下で預託等貸付金融機関が行う金銭の貸付け

上記の特別預託等貸付制度とは、預託等貸付金融機関がその地方公共団体等の定めるところにより金銭の貸付けを行う制度(預託等貸付制度)で、他の金銭の貸付けの条件に比し有利な条件で金銭の貸付けを行うものをいう。

- b 地方公共団体等が一般事業者に対する特別預託等貸付制度を、令和2年2月1日の前日に有していた場合において、その地方公共団体等が特定事業者に対して、その特別預託等貸付制度の下で行う金銭の貸付けの条件に比し特別に有利な貸付条件の預託等貸付制度を設け、その預託等貸付制度の下で預託等貸付金融機関が行う金銭の貸付け

- c 地方公共団体等が一般事業者に対する特別預託等貸付制度を、令和2年2月1日

の前日に有していた場合において、その地方公共団体等がその特別預託等貸付制度の下では金銭の貸付けが受けられなかった特定事業者に対して、その特別預託等貸付制度の下における金銭の貸付けの条件と同等の貸付条件の預託等貸付制度を設け、その預託等貸付制度の下で預託等貸付金融機関が行う金銭の貸付け

ニ 転貸者が特定事業者に対して金銭の貸付けを行う場合

次の a ~ d のいずれかに該当する金銭の貸付け

- a 沖縄振興開発金融公庫等が一般事業者に対する特別転貸制度を、令和2年2月1日の前日に有していなかった場合において、その沖縄振興開発金融公庫等が特定事業者に対する転貸制度を設け、その転貸制度の下で転貸者が行う金銭の貸付け

上記の特別転貸制度とは、転貸者がその沖縄振興開発金融公庫等の定めるところにより金銭の貸付けを行う制度(転貸制度)で他の金銭の貸付けの条件に比し有利な条件で金銭の貸付けを行うものをいう。

- b 沖縄振興開発金融公庫等が一般事業者に対する特別転貸制度を、令和2年2月1日の前日に有していた場合において、その沖縄振興開発金融公庫等が特定事業者に対して、その特別転貸制度の下で行う金銭の貸付けの条件に比し特別に有利な貸付条件の転貸制度を設け、その転貸制度の下で転貸者が行う金銭の貸付け

- c 沖縄振興開発金融公庫等が一般事業者に対する特別転貸制度を、令和2年2月1日の前日に有していた場合において、その沖縄振興開発金融公庫等がその特別転貸制度の下では金銭の貸付けが受けられなかった特定事業者に対して、その特別転貸制度の下における金銭の貸付けの条件と同等の貸付条件の転貸制度を設け、その転貸制度の下で転貸者が行う金銭の貸付け

- d 沖縄振興開発金融公庫等(株式会社商工組合中央金庫を除く)が有する特定事業者(農林漁業者(株式会社日本政策金融公庫法2二)であるものに限る)に対する転貸制度(ロ d に規定する特別貸付けの条件と同等の貸付条件のものに限る)の下で転貸者が行う金銭の貸付け

ホ 指定金融機関が特定事業者に対して金銭の貸付けを行う場合

指定金融機関が、特定事業者に対して①ニに規定する危機対応業務として行う特定資金の貸付け

ヘ 融資機関が特定事業者に対して金銭の貸付けを行う場合

次の a、 b のいずれかに該当する金銭の貸付け

- a 融資機関が、特定事業者に対して行う農業近代化資金(農業近代化資金融通法2③)、漁業近代化資金(漁業近代化資金融通法2③)又は資金の貸付け(漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法8①)

ただし、特定事業者以外の者に対して行う金銭の貸付けに比し有利な条件で行うものとして、国が補助その他の助成を行うことにより、その貸付けの日から当初5年間は特定事業者以外の者に対する金銭の貸付けに比し実質的に利子が軽減される金銭の貸付けであること(コロナ臨時特例法規則6④)に該当するものに限る。

- b 融資機関が、特定事業者(農業、林業又は漁業を営む者であるものに限る)に対して行う金銭の貸付け

ただし、農業、林業又は漁業に係る借入金の借換えのための資金に係るものであること、国が補助その他の助成を行うことにより、その貸付けの日から当初5年間は特定事業者以外の者に対する金銭の貸付けに比し実質的に利子が軽減される金銭の貸付けであること(コロナ臨時特例法規則6④)に該当するものに限る。

(2) 取扱い

消費貸借契約書(印紙税法別表第1第1号)のうち、特定日(印紙税を課さないこととする消費貸借契約書の作成の期日として、令和3年1月31日(コロナ臨時特例法令8③))までに作成されるものについては、印紙税を課さない。

2 銀行等の金融機関による貸付け(コロナ臨時特例法11②)

(1) 適用要件

次の①、②の要件を満たすこと。

- ① 銀行その他の資金の貸付けを業として行う金融機関として、次のイ～ヨの金融機関(コロナ臨時特例法令8④、措令52の3③各号)が、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置により、その経営に影響を受けた事業者に対してその影響を受けたことを条件として行う金銭の貸付けを行うこと。

イ 銀行

ロ 信用金庫

ハ 信用協同組合

ニ 労働金庫

ホ 信用金庫連合会

ヘ 中小企業等協同組合法第9条の9第1項第2号の事業を行う協同組合連合会

ト 労働金庫連合会

チ 農業協同組合法第10条第1項第2号の事業を行う農業協同組合

リ 農業協同組合法第10条第1項第2号の事業を行う農業協同組合連合会

ヌ 水産業協同組合法第11条第1項第3号の事業を行う漁業協同組合

ル 水産業協同組合法第87条第1項第3号の事業を行う漁業協同組合連合会

ヲ 水産業協同組合法第93条第1項第1号の事業を行う水産加工業協同組合

ワ 水産業協同組合法第97条第1項第1号の事業を行う水産加工業協同組合連合会

カ 農林中央金庫

ヨ 株式会社商工組合中央金庫

- ② 金銭の貸付けは、その金融機関が行う他の金銭の貸付けの条件に比し特別に有利な条件で行う金銭の貸付けとして、次の③で定めるものに限ること。

③ 有利な条件で行う金銭の貸付け(コロナ臨時特例法令8⑤)

②の金融機関が、特定事業者に対して行う次のイ～ハの金銭の貸付け(特別貸付け)をいう。

イ 経営安定関連保証(中小企業信用保険法12)を受けた特定中小企業者(注)の認定を行った者又は危機関連保証(同法15)を受けた者に対する金銭の貸付け

(注) 特定中小企業者(中小企業信用保険法2⑤四)

次の①～③の要件を満たす中小企業者をいう。

① 災害その他の突発的に生じた事由であって、その発生に起因して相当数の中小企業者の事業活動に著しい支障を生じていること。

② その事業活動が特定の地域内に限られていると認められるものとして経済産業大臣が指定するものに起因して、その地域内に事業所を有する中小企業者の相当部分の事業活動に著しい支障を生じていると認められる地域として経済産業大臣が指定する地域内に事業所を有する中小企業者であること。

③ その中小企業に係る取引の数量の減少その他経済産業大臣が定める事由が生じているためその経営の安定に支障を生じていると認められること。

ロ 次のa～dに規定する債務の保証を受けた者に対する金銭の貸付け

上記の債務の保証は、その債務の全部を保証するものであること、担保(保証人の保証(経営者及びその事業に従事する者の保証を除く)を含み、保証に係る貸付金の対象物件を除く)の提供を要しない債務の保証であるものに限る(コロナ臨時特例法規則6⑤)。

a 中小漁業融資保証法第4条第1号

b 農業信用保証保険法第8条第1号

- c 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法第6条第1項第3号
 - d 独立行政法人農林漁業信用基金法第12条第1項第5号
- ハ 特定事業者に対する貸付金の据置期間が6月以上であり、かつ、その償還期間が1年以上である金銭の貸付け(イ、ロの金銭の貸付けに該当するものを除く)

(2) 取扱い

消費貸借契約書であって、特定事業者に対する特別貸付けであることがその消費貸借契約書において明らかにされているもの(コロナ臨時特例法令8⑥)のうち、特定日までに作成されるものについては、印紙税を課さない。

3 経過措置

(1) 規定(コロナ臨時特例法附則6)

本規定(コロナ臨時特例法11)により印紙税を課さないこととされる1、2に規定する消費貸借契約書で施行日の前日(令和2年4月29日)までに作成されたものにつき印紙税が納付されている場合には、その納付された印紙税については、その納付された印紙税を過誤納金(印紙税法14①)とみなして、同条(印紙税法14)の規定を適用する。

(2) 過誤納金に係る印紙税法施行令第14条第2項の規定の適用(コロナ臨時特例法令附則4)

附則第6条の規定の適用がある場合における同条前段に規定する過誤納金に係る印紙税法施行令第14条第2項の規定は、次のように読み替える。

(過誤納の確認等)

読替後印紙税法施行令14②(アンダーラインが読替え部分。一部加工あり)

2 法第14条第1項の確認を受けようとする者は、前項の申請書を提出する際、その税務署長に、その過誤納となった事実を証するため必要な文書その他の物件を提示し、又はその過誤納となった事実を公的貸付機関等(コロナ臨時特例法11①)又は金融機関(同条②)が証明した書類を提出しなければならない。

11 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除

1 特別償却

(1) 適用要件(措法42の12の4①)

- 次の①～⑨の要件を満たすこと。
 - ① 次のイ、ロの中小企業者等についての取扱いであること。
 - イ 中小企業者等(措法42の6①)
 - ロ 中小企業等協同組合等(中小企業等協同組合、出資組合である商工組合及び商店街振興組合をいう。措法42の12の3①、措令27の12の3②)で青色申告書を提出するもののうち、認定(中小企業等経営強化法19①)を受けた中小企業者等(同法2②)
 - ② 平成29年4月1日から令和3年3月31日までの期間(指定期間)内の取扱いであること。
 - ③ 対象資産は、生産等設備を構成する機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備、ソフトウエア(措令27の6②)であること(措令27の12の4①)。
 - ④ ③の資産は、経営力向上設備等(中小企業等経営強化法19④)に該当すること。
 - ⑤ 経営力向上設備等は、経営の向上に著しく資するものとして、経営力向上に著しく資する設備等(中小企業等経営強化法施行規則8②)(措規20の9①)で、その中小企業者等の

その認定に係る経営力向上計画(中小企業等経営強化法19①。変更の認定(同法20①)があったときは、その変更後のもの)に記載されたものに限ること。

⑥ 経営力向上設備等は、次のイ～ニの資産の区分に応じ、イ～ニの規模のものであること(特定経営力向上設備等)(措令27の12の4②)。

イ 機械及び装置

一台又は一基(通常一組又は一式をもって取引の単位とされるものにあっては、一組又は一式)の取得価額(法令54①各号)が160万円以上のもの

ロ 工具、器具及び備品

一台又は一基の取得価額が30万円以上のもの

ハ 建物附属設備

一の建物附属設備の取得価額が60万円以上のもの

ニ ソフトウエア

一のソフトウエアの取得価額が70万円以上のもの

⑦ その製作、建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定経営力向上設備等を製作し、建設して、これを国内にあるその中小企業者等の営む事業の用(指定事業の用(措法42の6①)又は指定事業の用(措法42の12の3①)に限る。「指定事業の用」という)に供したこと。

⑧ その指定事業の用に供した日を含む事業年度のうち、解散(合併による解散を除く)の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除くこと(「供用年度」という)。

⑨ 中小企業者等が特定経営力向上設備等を所有権移転外リース取引により取得しないこと(措法42の12の4⑥)。

(2) 即時償却(措法42の12の4①)

供用年度のその特定経営力向上設備等の償却限度額は、その特定経営力向上設備等の普通償却限度額と特別償却限度額(その特定経営力向上設備等の取得価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額をいう)との合計額とする。

$$\boxed{\text{普通償却限度額}} + \boxed{\text{取得価額} - \text{普通償却限度額}} = \boxed{\text{償却限度額}}$$

2 税額控除

(1) 適用要件(措法42の12の4②)

次の①、②の要件を満たすこと。

① 中小企業者等が、指定期間に内に、特定経営力向上設備等でその製作、建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定経営力向上設備等を製作し、建設して、これを国内にあるその中小企業者等の営む指定事業の用に供したこと。

② その特定経営力向上設備等につき、1の特別償却(措法42の12の4①)の規定の適用を受けないこと。

(2) 税額控除(措法42の12の4②)

次の①、②のうち、少ない金額を調整前法人税額(措法42の4⑧二)から控除する。

① 税額控除限度額

イ ロ以外の事業者

$$\boxed{\text{特定経営力向上設備等の取得価額}} \times \boxed{7\%}$$